

(コーディネーター)

それでは事業番号 22 番、24 時間安心ネット補助事業について、作業に入りたいと思います。事業シートに基づきまして、説明を 5 分程度で簡潔にお願いします。

(説明者)

それでは、24 時間安心ネット補助事業について、説明をいたします。

24 時間安心ネット補助事業は、おおむね午後 10 時から翌朝午前 8 時の深夜・早朝時間帯に急な介護が必要になった時に、ホームヘルパーや介護福祉士等の介護職員や看護職員が自宅を訪問して介護することにより、利用者や介護者の身体的・精神的負担の軽減を図り、安心して在宅生活が継続できるように支援することを目的に、平成 14 年度から実施しております。

本事業の対象者は、市内在住の要介護・要支援認定を受けたおおむね 65 歳以上の在宅の 1 人暮らし、または 1 人暮らしに準ずる高齢者であり、市へ事前に登録が必要となります。市への登録は、身体状況や家族構成等によって、本事業の利用が不要になった場合を把握するために毎年度更新することになっております。

本事業のサービス内容といたしましては、早朝、深夜の急な介護を訪問して実施するため、ベッドやトイレから、滑り落ちたときや、失禁した場合のオムツや着衣の交換などがあります。サービス内容が身体的介護に限られ、訪問は介護職員が実施するために、負傷や出血等の診療行為が必要と判断される場合は医療機関へ通報することになります。こうした訪問による身体介護を利用した場合に、1 回当たり 700 円の自己負担をお願いしております。

本事業の運営につきましては、各事業者へ職員体制整備のための緊急時出動要員を確保し、緊急時の連絡方法や訪問経路、介護方法の把握に要する費用として、年間 36 万円、毎月 3 万円、1 日約 1,000 円を運営経費として市から補助をしております。年度末には各事業者から利用実績の報告を受け、訪問による緊急対応、1 回につき 6,300 円に訪問回数に乗じた金額を追加助成しております。

本事業の現状につきましては、登録者が現在約 40 名で、各事業者は特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人で、4 事業者となっております。平成 14 年度から平成 19 年度までは、6 事業者で市内全域を 6 分割し、緊急時の対応をしてまいりましたが、平成 21 年度には 5 事業者、今年度につきましては 4 事業者で市全域をカバーしております。新規に事業開始する事業者がなく、緊急時に訪問するまでの時間が長くなってきていること、各事業者での出動要員の確保が難しいことから、事業継続が困難になってきており、大きな課題と考えております。平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間の実績から、緊急時の出動回数には年度により大きなばらつきがありますが、平均すると年約 14 回で、月 1 回強となります。平成 18 年度に本事業と内容が類似した夜間対応型訪問介護事業が地域密着型サービスとして導入されました。現在事業運営している事業者は、

市内に 1 か所、近隣市の寝屋川市と高槻市に各 1 か所あるという状況にあります。この夜間対応型訪問介護事業につきましては、要支援認定者の利用ができないこと等、地域密着型サービスのため、市内事業者の利用に限定されるというそういった事業になります。また、深夜・早朝帯の緊急時対応とは異なり、身体状況の把握や、介護のための定期的な巡回サービスが内容に入っており、緊急時利用の有無にかかわらず、毎月約 3,000 円の利用料が発生することなどから、24 時間安心ネットという事業は当面必要な施策であるというふうに考えております。以上です。

( コーディネーター )

ありがとうございます。少し確認させていただきます。

まず、事業者数が減ってきているのは、これは申請がないから減っているということによろしいですか。それとも、市がそこまでの必要がなくて、市内全域の 4 事業者でカバーできるという判断でやっているんですか。

( 説明者 )

いいえ、市内全域を 4 事業者でカバーできるということではございません。

やはり職員体制の確保、そういったことで事業者がこの事業に参画をしてくれないといったところにあるということです。

( コーディネーター )

そういうときに事業継続が大きな課題であるという、さっき言いましたけど、そしてらどんな対策を考えてらっしゃるんですか。

( 説明者 )

一応、地域密着型サービスの夜間対応型訪問介護事業、あるいは類似事業に近いということで、緊急通報システム事業といったような制度を考えています。

( コーディネーター )

この事業がなくなってしまうわけではなくて、何らかの他に打つ手立てがあるよという認識でよろしいですか。

( 説明者 )

これに代わるといったような状況ではございません。

( コーディネーター )

そうすると、例えば事業者がなくなった場合は、市が直営で行っていくというつもり

もあるということですか。

( 説明者 )

その辺が課題だと思います。

( コーディネーター )

もう 1 点伺いますけど、この経費なんですけど、運営費基本補助ということで登録さえすれば、この 36 万円はもらえるという認識でよろしいですか。

( 説明者 )

はい。

( コーディネーター )

で、実績払いとして出勤に対して 1 回 6,300 円、これが支払われるということで。

( 説明者 )

はい。

( コーディネーター )

それにかかる人件費が 280 万円かかっているということですね。はい、わかりました。それではご質問ある方。

( 仕分け人 )

事業者数と利用回数の 23 ページの資料なんですけど、例えば平成 21 年度 6 回の利用があったと、その 6 回すべてが 1 事業所ということは、同じ方なんでしょうか。

( 説明者 )

平成 21 年度の利用につきましては、同じ方が 6 回でございます。

( 仕分け人 )

この制度で、枚方市でたった 1 人の方が 1 年間で利用しただけということなんですよね。それがいいとか悪いとかじゃないですよ。あと、その 22 年度には 4 事業所になったということは、21 年度の 5 事業所の中で 1 つの事業所がやめられたわけですよ。そのやめられた事業所は、この利用された事業所じゃないですか、どちらですか。

( 説明者 )

そのとおりです。

(仕分け人)

つまり、1人の方に呼び出された事業所さんがもうやめるとおっしゃったんですか。

(説明者)

はい。

(仕分け人)

残りの4つの事業所は、補助金36万円だけ入ってきて、何の仕事もしなかったのだから来年もやろうかという感じですか。すいません、ちょっと言い方きついかもわかりませんが。

(説明者)

いいえ、決してそういうことではないです。

(仕分け人)

そうじゃないけども、そういうふうにとられるような形であるということですよ。

(説明者)

やめられた事業者さんにつきましては、やはり緊急時の出勤をしていただく職員の確保というのが困難になってきたというような背景があります。

(仕分け人)

登録者の38人のうち37人は利用されなかったと、ただ、この制度、私は悪い制度とは全然思わないんですよ。ただ、登録者数38人というのはどういうふうな感覚をお持ちですか。

(説明者)

その数字の数に対してですか。

(仕分け人)

例えば今、対象となる人、どういう人が当たるのかなと、枚方40万の市民の中でどういう人が当たるのかなと考えたところに38人のわけがないですよ。38人しか登録していない、例えば登録していなくても非常の事態が起こっている人があるかもしれないですよ。でも、登録していないから利用できないということが起こっているわけですよ。

よね。そのあたりのことを何か対応しようとか、改善しようと思われたことはないでしょうか。

( 説明者 )

まず、この事業についての登録者は約 40 人ということですが、その他に緊急通報システム事業があり、その制度をやはり活用されていると。この 24 時間安心ネット補助事業というのは、いわゆる保険のようなものですから、万が一のときに心配だからということでこの事業に一旦登録をする。その場合には全く費用はかかりませんので。そういった市民の方が多いのかなと考えております。

( 仕分け人 )

本来対象となるべき人というのは、どのくらいおられるんですか。

( 説明者 )

本来の対象者の方でございますが、いわゆる住基上で 1 人暮らしの高齢者の方は 1 万 9,521 人、そのうち要支援認定者 1,953 人、要介護認定者 4,384 人、合計 6,337 人、約 32.5%となっております。

( 仕分け人 )

まず、トータル 6,300 人ほどの中で 38 人という方が登録をされているということで、またこれも非常に利用率が低いと思うんですけど、こういう利用されていない方につきましては、何か他の部分で利用されているんですか。

( 説明者 )

はい、先ほど申しましたが、緊急通報システム事業といった制度がございます。それを活用されております。

( 仕分け人 )

そちらの方は、どれだけ利用されてるんですか。

( 説明者 )

今、本市の方で利用されているのは約 2,700 人ということです。

( 仕分け人 )

それから、38 人今登録されているんですけど、1 人の方しか結局利用されていないということになると、あとの 37 人というのは、先ほどおっしゃられた保険ということな

のでしょうか。

(説明者)

そういう形で1年間利用する必要がなかった、ということで推測いたしております。保険的な意味合いがあるというふうに考えていいかと思っております。

(仕分け人)

深夜の介護って、何をやるんですか。

(説明者)

ベッドからのずり落ちであるとか、トイレの便座から落ちたというような状況の方を引き上げるといった介護が中心となります。

(仕分け人)

これは、もともと府の補助事業だったんですね。

(説明者)

府の補助につきましては、もともとではないんですが、一時期補助を受けていたことはあります。

(仕分け人)

それで今これを見ていると、緊急通報システムの方で何とかいけるようなものじゃないかなと私は思います。これはやっぱり事業所も、利用者0人にしてもしそれだけのスタッフは用意しないとイケないと思います。事業所もその場合本当に大変だと思いますし、今1人ですし、ゼロでもやらなくてはイケない。その分を踏まえてこれだけの人数でしたら、緊急通報システムが利用できればいけるような方向もあるんじゃないかなと私は思います。事業所が本当に大変だと思いますけど。

(仕分け人)

夜中にベッドからずり落ちたとか、1人暮らしだとどうしようもないというのはよくわかるんですね。その緊急通報システムでそれは引き上げてもらえるんですか。

(説明者)

この事業につきましては、介護の専門の職員さん、いわゆるホームヘルパー等の資格者である、専門職の方が身体的な介護については精通しておりますので、十分な介護が可能です。ただ、先ほど申しました緊急通報システムにつきましては、専門の職員とい

うか専門資格を有した出勤員じゃないために、身体的な介護をした場合に危惧をされる  
というか躊躇される。介護したことによってどこか体を痛めたりというようなことがあ  
りまして、この事業と緊急通報システムという事業がイコールにはならないという課題  
はあります。

(仕分け人)

深夜時間帯がほとんどでもありますし、ベッドからずり落ちて不安であれば布団にす  
ればいいし、色んなご本人の対処策もある中で、あえてこういった人を派遣するという  
ところまでやるとしたら、そのプロフェッショナルというクオリティーコントロール、  
つまり緊急避難の観点から言えば、まさに毎日毎日の介護とは全く異なって、アクシデ  
ンタルなものであるのであれば、そこはある程度の研修みたいなものをしておけば、資  
格まで持ってなくてもいいという、そういう割り切りみたいなものというのはいり得な  
いんでしょうか。

(説明者)

いわゆる介護保険制度という中で各職種がありまして、その中でホームヘルパー等の  
専門職があり、誰が抱きかかえたということであっても同じように一見は見えるかもし  
れませんが、抱え方とか腕の乗せ方とか、やはり少し躊躇されるというか、私がやった  
ことによってどこか怪我をさせたりとか、というようなことが発生する場合も起こり得  
る可能性もありますので、危惧をされるという状況です。

(仕分け人)

例は違うんですが、たとえばファミリーサポートセンターって、別に保育士の資格が  
ある人に限ってませんよね、預かるのは。そうすると、こういうような危惧されるとか  
という部分だけでそういう年間これだけの件数しかないものを大量に何万人のお年寄  
りのために、毎日、毎日通うために作られた資格でもって補てんしなければしなきやい  
けないというのはオーバースペックに映るんですけど。現に、ほかの福祉の分野では、  
資格がなくても助け合う精神でやっている部分もあるわけですよ。ファミリーサポー  
トと同じように、ナイトサポートとして近隣住民の方にやっていただくという議論だっ  
てあり得るかもしれませんし、やはりその辺はそこまでしてクオリティーを絶対的に維  
持しなきやいけない公的理理由というのはいり得るんでしょう。

(説明者)

本事業の代替策としましては、介護保険制度の中での説明で申しました夜間対応型訪  
問介護、これが一番類似しているのかなと考えております。

(仕分け人)

質問は、介護保険制度の質問をしているんじゃないで、本事業がこれだけの高いクオリティを維持しなきゃいけない理由なんですけど。

(説明者)

確かにそういった側面がありますので、緊急通報システムを委託している事業者へも、できるだけ何とか対応をそちらの方でやっていただけないであろうかというお話はこれまでも何度かやっております。ただ、今申し上げましたように、なかなか慣れていないというところから、万が一のことになったときの対応が自分たちでは非常に難しいというような話も聞いております。そのためにどうしてもなかなかそこまで、専門的な技術を要しないところにシフトしてもいいかというところまでの判断を、現状ではしていないということになります。

(仕分け人)

この運営費の基本補助で、1 業者 36 万円出されているんですが、説明にもあったのかもしれませんが、もう一度 36 万円の算定根拠を説明していただきたいということと、それと参考で結構ですので、例えば今流行りのセキュリティサービスとかに 24 時間対応で契約した場合、いったいどれくらいかかっているのかというのは調査されたことはありますか。

(説明者)

まず、年間の 36 万円でございますが、これは深夜・早朝帯の緊急対応時の人員配置やそれにかかる人件費、連絡用の諸費用という内訳の 36 万円でございます。あと、その次のその他のサービス、これについての検討はしております。

(仕分け人)

そうすると、その全員、深夜・早朝帯に人員が配置されているように計算されているんですけど、実際に実態として、その要員はそこに 36 万円の時給分は待機しているという認識ですか。

(説明者)

各特別養護老人ホームの方で、緊急時の出動要員については、確保されているということでございます。

(コーディネーター)

それでは評価シートそれぞれお書きいただきたいと思います。

ちょっと最後に確認させてください。どうもこの事業の継続に大きな課題があると認識する中でいて、例えばこの事業者さんが来年度もうやめると言った場合にどうしますか。

(説明者)

そうですね、非常に大きな問題であるというふうに思っております。

(コーディネーター)

ですので、大きな問題とういのは当然認識しているわけなんですけど、実際困る方が1名でもいるわけですね。そのセーフティーネット、どうやって市としては確保するというお考えというのは何かないんですか。

(説明者)

まずその方が要介護認定ということでありましたら、介護保険制度の中の夜間対応型訪問介護事業、こういった制度の利用、あるいは緊急通報システムを、先ほど専門職でないとそういった身体的介護ができないのかというようなご指摘、ご意見等がありました。そこら辺について一定の調整を図っていきたいというふうに考えています。

(コーディネーター)

例えば、4事業者さんが明日からやめたということはないことはないんですよ。

(説明者)

できるだけ事業計画をしていただくように、お話はさせていただいております。

(コーディネーター)

ちょっと今の状況を見ましても、実はこの事業、危機的な状況にあって、早く手を打った方がいいんじゃないかなと私は思っているわけです。で、その対応がどうも検討、検討ということで色々おっしゃられてるんですが、一番やっぱり怖いのは、市民の安全、安心というのはやっぱり守らなきゃならない以上、それにかかるコストというのはやっぱり計算できないと思うんですね、なかなか。それに捉われてこの事業、よいか悪いかって判断はできないわけで、この事業が本当に必要ならば、そういうところ、やっぱりしっかり訴えてほしい。それで、代わる手段があるならある、これであればもう解決するんだとか、そういう議論がちょっとできたらいいかなと思いましたが、なかなかそこはうまくいっていなかったなと今思っているわけですけど。やっぱり一番不安になるのは市民の方で、市役所に今いらっしゃる方はなくなったらそれから考えればいいんだと思ってるかもしれませんが、やっぱりそのところをきっちり制度設計される必要があるかなと、私は今感じています。

それでは、この事業について、仕分け人の皆様のご意見伺いたいと思います。

1 番不要(3人)。2 番 民間(1人)、2 番 国・府・広域(1人)。3 番枚方市・要改善(1人)。4 番枚方市・現行通(0人)。それでは、この事業について、班の結論としましては不要とさせていただきます。それでは、ご意見伺いたいと思います。

(仕分け人)

一応廃止、不要ということで、今の現状を見ますとそれだけの効果が出てないなと思います。一応は不要ということにしましたが、今後何らかの形で行政の方もどうするかということを考えて、市民の安全、安心のためにこれは考えていただきたいなと思います。今の状況では、私は不要だと思います。

(コーディネーター)

では、少数で民間の方。

(仕分け人)

やはり先ほどもお話ありましたように、最近はセキュリティサービスというのが非常に活発に拡大事業されてますし、民間の方がより効果的、効率的にしっかりとされるんじゃないかなという判断でした。

(コーディネーター)

では、国・府・広域で。

(仕分け人)

やはり夜間の介護事業そのものには的確な対応が必要だと、これは高齢者の人間の尊厳に関わる課題であろうと。ただ、やはり国の介護保険制度でしっかりとこういったルールの水を汲み取っていくべきだと、そこは非常に思います。むしろ、その資格自体も国が統一的に作っている資格でございますので、市町村レベルはそういった資格にこだわらずに、むしろ相互扶助の観点から地域で助け合うようなことをしていった方がむしろ望ましいんじゃないかと思ひまして。ただ、補完的なところは、別途考えていただきたい。

(コーディネーター)

じゃあ、要改善で。

(仕分け人)

私は、当初不要だと思っていたんですけど、要改善とした理由としては、緊急通報シ

システムを拡充してでもこれは対応できると思うんですが、いわゆる要介護の人の夜間の介助ですが、私も認知症の母を数年前に亡くしたんですけど、非常に色んな苦労がありました。さっき言われたように、ベッドから落ちただけではなくて、例えば失禁したとか色んなものを汚したときも、そういう身体的介護を、特に女性の場合、やっぱり専門職の方にやっていただくとすごく大事なことだと思うんですね。それを制度としてやっておられるんですけど、非常に登録者も少ない。これを何とか改善して、枚方にはこういうシステムがあるということで、1人住まいの介護の必要な方の夜間の対応を市がやっているというシステムを、今のシステムじゃだめですよ。また、事業者がやめていくという、今介護の事業所ってすごく増えているんですよ。増えていながら、廃業される方も多い。システムが儲からないみたいなんです。多分やめていかれる方は儲からないんだと思うんです。その辺も一緒に考えながら、魅力がある事業であるというふうに介護事業者が思えるような改善をしていただいて、このシステムをもう一度構築していただきたいなと。それでもだめだったらもうやめましょうよ。以上です。

( コーディネーター )

ありがとうございます。

それではこの事業、班としては不要という結論にはなりました。ただ、市民の安全・安心を否定しているわけではなくて、やっぱりやり方としてどうなのかというところにやっぱり議論はなっていくと思います。事業者さんがなくなっちゃったらどうするんですかと、それでも需要はあるわけですから、それを必ず市として責任を持ってやっていただく体制が必要ということのおそらく不要だと思いますので、皆さん意見は分かれましたが、この事業を否定しているんじゃないくて、もっと良い形で実施をしていただきたいとの思いの不要だと思います。

では事業番号 22 番、24 時間安心ネット補助事業についてはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。